

閱覽用

令和4年2月18日

第2回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第2回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年2月18日(金) 午後2時03分から午後3時03分

2 開催場所 岳下住民センター 会議室

3 出席した委員

農業委員(19名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(17名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

農業委員

24番 佐藤一男委員、32番 渡邊久委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第7号 現況確認証明申請について

第4 議案第8号 非農地判定について

第5 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
の承認について

第9 議案第13号 二本松農業振興地域整備計画の変更について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 増田祐介

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和4年第2回二本松市農業委員会を開

会します。

(宣告 午後2時03分)

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中19名、推進委員19名中17名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、24番佐藤一男委員、32番渡邊久委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 それでは、16番馬場利正委員、17番松本太委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取

り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第3、議案第7号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第7号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年2月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・田、現況地目・原野、面積1,175平方メートル、非農地の事由・昭和50年頃から耕作せず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（佐藤美由紀）委員 議案第7号番号1について、調査内容を報告します。

2月1日午後1時より、事務局から高根局長、野地係長、農業委員の菅野委員、推進委員の武藤委員、そして私とで現地調査を行いました。内容は事務局

説明のとおりです。当該農地は、原野化しており、周辺に耕作している農地もなく、非農地判定やむなしと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　それでは採決いたします。

議案第7号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第7号、番号1については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　それでは、日程第4、議案第8号「非農地判定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書4ページをご覧ください。

議案第8号非農地判定について。

非農地調査願出書の提出があった農地について、現地調査を行った結果に基

づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当・非該当を下記のとおり決定するものとする。

令和4年2月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

1、判定する土地につきましては、XXXXXXXXXX他7筆、面積の合計8,260平方メートル、うち非農地と判定するもの8筆、8,260平方メートル、非農地と判定しないものはございません。なお、詳細につきましては議案書5ページをご覧ください。

2、非農地判断基準につきましては、議案書4ページ記載のA、Iのとおりであります。

3、判断の理由につきましては、非農地とするものは現況が原野化等しており、農地として活用することが困難であると認められるものであります。

4、判定後の処理につきましては、所有者に対し、非農地通知を発送し、関係機関にも周知いたします。また、農地台帳から削除し、所有者に対して地目変更登記を促します。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

3番（大内和長）委員 議案第8号について、調査結果を報告いたします。

2月1日午後2時より、農業委員の安齋喜八さん、推進委員の武藤健之さん、私、事務局より2名の出席をいただきまして、現地を確認してきました。申請

内容は、事務局の報告とおりでございます。すでに原野化、山林化しております、非農地判定はやむなしということで判断をしております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第8号については原案のとおり決定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧ください。

議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和4年2月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては、借受人の経営規模拡大のため、貸付人は相手側の要望を受けて、申請地に使用貸借権を設定するものであります。

次に番号2から4につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

次に番号5と6につきましては、借受人の新規就農のため、貸付人は相手方の要望を受けて、申請地に賃貸借権を設定するものであります。

議案書8ページをご覧ください。

番号7につきましては、譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

次に番号8と9につきましては、借受人の新規就農のため、貸付人は相手方の要望を受けて、申請地に賃貸借権を設定するものであります。

次に番号10と11につきましては、申請人が自作地をそれぞれ交換により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

12番（根本信康）委員 12番、根本です。

14日の9時、現地確認を行いました。借受人の[]さんには、その時に

お話を伺いました。これまでも[]さんが、その耕地を作付けしていたようで、きれいなほ場になっていました。また、[]さんにつきましては、住まいが福島市ということで、お電話でお話を伺いました。お貸しすることになっているとのことでした。事務局説明のとおりでございます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

23番（安齋浩一）委員 23番、安齋です。議案第9号2番および3番について説明いたします。

2月10日、譲渡人である[]さんおよび番号3の[]さん、実際、お電話でお話したのは、娘さんの夫である[]さんという方です。

譲受人の[]さん3名に電話にて申請内容に間違いがないか確認いたしました。

2月13日午前、齋藤弘美委員とともに現地を確認してまいりました。調査の結果、特に問題ないため許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

31番（遊佐一夫）委員 31番、遊佐一夫です。議案9号の4番を説明します。

2月12日9時から現地にて、農業委員の安齋栄さんと当事者の[]さんと[]さんの4人で現地を確認しました。[]さんは、一部を以前より借りていたということで、今回貸しますとの話で、問題はなく許可相当と思いますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

1番（野地太郎）委員 1番、野地です。

12日の朝8時30分から、貸付人の■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんにお出でいただいて、確認する事で電話をしておりましたが、借受人の■■■■さん、新規就農者なのですが、この方と■■■■さんと■■■■さんが出席していただきました。あとの3人は朝8時には行きますと言われたんですが、出てこなかったなので電話で確認しました。当日、推進委員の安齋秀明さん、下川崎の佐藤孝さんと3人で、相手方がおりまして、6人で確認をしました。何ら別に問題はないということで、許可相当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

26番（石川重彦）委員 26番、石川です。議案第9号番号10番と11番について調査内容を報告いたします。

2月13日午前9時より、農業委員・武藤栄利さんと私、あと■■■■さんと■■■■さんに来ていただいて現地にて調査をいたしました。この案件は、■■■■さんと■■■■さんの相互の土地の交換ということで、何ら問題なく、事務局の説明どおりでありますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第9号、番号1から番号11について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第9号、番号1から番号11については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第10号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

議案第10号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求る。

令和4年2月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、事後申請となります。昭和53年から利用していた物置が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、事後申請となります。平成28年から利用していた住宅敷地の一部が違反転用状態であることが判明したため申請します。新たな汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号3、事後申請となります。平成11年から利用していた進入路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号4、一時転用となります。市の観光地である「中島の地藏桜」の観桜客の駐車場がないため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、[]は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。[]及び[]は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地であります。仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

20番（菊地清吉）委員 20番の菊地です。議案第10号1番について、調査結果を報告いたします。

2月15日10時30分より、松本太委員と[]さんの息子、[]さんの妻である[]さんと私で3人で現地確認をしました。内容については議案書のとおりです。物置は今後も利用したいとのことであり、1月24日付け

で顛末書も出ていることから、許可適当と判断します。皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

7番（安齋 栄）委員 7番安齋栄です。議案第10号番号2について、調
査内容を報告いたします。

12日午前10時、申請人の■■■■氏に、遊佐一夫推進委員とともに現地
にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明どおりです。震災で
■■■■の仮設住宅に避難していた時に住宅が狭く、生活環境が不十分だっ
たということで、老人もいたということで、急いで住宅を建築してしまったと
いうことで、進入路、駐車場の一部、物置の一部を農地転用しないまま施工し
てしまった。大変申し訳ないということで、顛末書も出てます。なお、今後、
法令遵守に努めますということで、大変申し訳ないということでおりました。
やむを得ず許可することといたしたいと思います。皆様方のご審議よろしくお
願いいたします。以上です。

15番（遠藤伝栄）委員 15番、遠藤伝栄です。よろしくお願いいたしま
す。議案第10号番号3について、調査内容を報告いたします。

2月11日午前9時から、遠藤康子推進委員とともに、■■■■さん宅で話
を伺ってまいりました。平成11年に、それまで使用していた既存宅地への通
路が、飯野三春石川線の道路用地として買収されました。そのため、新たな道
路が必要となり、たまたま入口だけは買収されなかったもので、その出入口を活
かしつつ、通行に支障をきたさない勾配で、既存宅地への通路を考えました。

当時、申請地は、すでに買収された道路の法面として使用していましたが、外見上、農地としての機能も失われており、現在に至るまで、本人は農地であることを失念していました。そのような事情から追認で許可を受け、正規な通路および法面として使用したいと考えました。何卒、ご寛大なる処置をお願いしますという事でございます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

11番（菅野秀和）委員　　11番、菅野です。議案第10号4番について、調査を報告します。

2月12日に申請人の■■■■■さんに電話をかけ連絡を取り、13日11時から現地の確認をすることになりましたが、当日は■■■■■さんが都合が悪く、代わりに役員の■■■■■さんと佐藤一男委員と私の3人で確認をしました。内容は事務局の発表のとおりですが、年々車の台数が増えて、隣接している道路も狭く、やむを得ないだろうとの判断となりました。皆様のご審議よろしく願いします。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第10号、番号1から番号4について、原案のとおり許可することに賛

成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第10号、番号1から番号4については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和4年2月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、事後申請となります。昭和42年頃から利用していた進入路が違反
転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農
地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域に
ありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、既存のショッピングセンターに隣接し、多くの集客が見込める申請
地に店舗敷地造成を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、
申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判
断されるものであります。

番号3、事後申請となります。2年前から利用していた資材置場が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号4、一時転用となります。事業で発生する残土を処理し、農地の土質改良を行うため申請地に残土置場を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書14ページをご覧ください。

番号5、一時転用となります。県発注事業である道路改良工事の受注に伴い、申請地に工事用道路の設置を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、XXXXXXXXXXは小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。XXXXXXXXXX及びXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXは農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号6および番号7につきましては、安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込めることから申請地に太陽光発電を計画します。汚水の発生は

ありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番、松本です。議案11号番号1について、調査内容を報告いたします。

2月15日午前10時より、現地にて譲受人の[]さんから、菊地清吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[]さんからは、2月9日に電話で確認し、内容に間違いのない事でした。内容は事務局の説明どおりです。調査結果、顛末書が連名で出ており、やむを得ず許可すると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案11号番号2について、調査内容を報告いたします。

2月15日午前11時より、現地にて借受人の株式会社[]の[][]さんから、菊地清吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。貸付人の[]さんからは2月9日に電話で確認し、申請内容に間違いのない事でした。内容は事務局の説明どおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と考えますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

37番（安齋秀明）委員 37番、安齋です。議案第11号番号3について調査内容を報告します。

2月12日9時15分から、野地太郎委員と佐藤孝委員とともに■■■■代表取締役・■■■■さんから、聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。なお、■■■■さんは高齢のため、孫である■■■■■んだけに聞き取りとなりました。なお、顛末書が提出されていますのでご報告いたします。以上です。

21番（佐藤 孝）委員 21番、佐藤です。議案11号の4番について、調査報告をいたします。

2月11日朝9時より、野地太郎さんと私と■■■■さんと■■■■さんと4人で現場を立ち合いをしてきました。以前、道路の拡張により、田んぼが低くなって排水が悪くなり、作付けができないという状況でありまして、■■■■さんと■■■■さんは親子関係でありまして、田んぼにしたいということで、残土があれば入れて農地にしたいというふうなことでございました。許可の方は、許可は適切かと思えます。以上です。

3番（大内和長）委員 3番、大内です。議案11号の5番について、現地調査をした結果を報告いたします。

2月14日午後1時より、私と推進委員の武藤健之さんとで現地におきまして■■■■の現場監督■■■■■さんから聞き取り調査をいたしました。申請内容については、事務局報告のとおりでございます。申請に道路を利用する

理由書が添付されておりますので、工事をする上で必要不可欠な道路であるということですので、問題なしと判断いたしました。なお、貸付人の3名につきましては、その日の夜、電話で確認をいたしました。皆様のご審議をよろしく願います。

11番（菅野秀和）委員 11番、菅野です。議案第11号6番について報告します。

2月12日に貸付人の息子さんの[REDACTED]さんと電話で連絡を取り、13日10時から、現地の確認をすることになりました。当日は、[REDACTED]さんと佐藤一男委員と私の3人で確認をしました。内容は事務局発表のとおりです。東和カントリーパークの近くではありますが、道路を挟んでおり、少し高台に設置とのことで問題は無いだろうとの判断となりました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

26番（石川重彦）委員 石川です。議案第11号番号7について、調査の内容を報告いたします。

2月13日午前10時より、農業委員・武藤栄利さんと私、[REDACTED]さんと3人で現地で説明を受けました。周りは山林と原野で周りに農地がなく、致し方ないというふうな現況であります。事務局の説明のとおりでありまして、許可相当だというふうに思われます。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第11号、番号1から番号7について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第11号、番号1から番号7については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長(奥平貢市)会長 次に、日程第8、議案第12号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書16ページをご覧ください。

議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年2月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、2月28日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書27ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区37筆37,809平方メートル、安達地区15筆29,105平方メートル、合計52筆66,914平方メートルの計画内容でございます。

また、所有権移転の内容につきましては、二本松地区3筆1,402平方メートルの計画内容でございます。

なお、利用権の新規設定は議案書16ページの番号1番、議案書19ページの番号9番、議案書20ページの番号10番、議案書22ページの13番、14番、15番、議案書24ページの番号16番の計7件となります。

また、番号13番から16番の4件については農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に利用権設定を行うものです。番号13番から15番の3件については、解除条件を付しての利用権設定となります。

議案書25ページの番号17番につきましては、譲受人は経営規模拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1番から番号16番および所有権移転の番号17番の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第12号、番号1から番号17について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第12号、番号1から番号17については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、議案第13号「二本松農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書28ページをご覧ください。

議案第13号二本松農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）第13条の規定により策定した、二本松農業振興地域整備計画（昭和45年12月2日福島県指令農政第458号）の変更について、二本松市長から意見を求められたので同意するものとする。

令和4年2月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の見直しは、12月に締め切った随時見直しとして実施するものであります。除外については宅地等とするものが15筆9,350平方メートル、軽微な変更については農業用倉庫とするものが1筆78平方メートルとなります。

それでは、ご説明申し上げます。議案書31ページをご覧ください。

除外の番号1については、XXXXXXXXXXほか2筆、畑、1,239平方メートルに資材置場を整備するものであります。申請地は第1種農地であります。集落接続事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

除外の番号2については、XXXXXXXXXXほか1筆、田、298平方メートルに一般住宅を建築するものであります。申請地は第1種農地ですが、集落接続事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

議案書32ページをご覧ください。

除外の番号3については、XXXXXXXXXX、畑、424平方メートルに一般住宅を建築するものであります。申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地となるため、許可可能と見込まれます。

除外の番号4については、XXXXXXXXXXほか5筆、原野、7,176平方メートルに残土置場を整備するものであります。既に非農地判定済みの土地ですが、残土置場の設置を計画しており、農用地からの除外が必要となったものです。

除外の番号5については、XXXXXXXXXX、畑、35平方メートルに車庫兼住宅を整備するものであります。申請地は小集団の生産性の低いその他の

農地に該当しますので第2種農地となるため、許可可能と見込まれます。

議案書34ページをご覧ください。

除外の番号6については、XXXXXXXXXX、畑、34平方メートルに進入路を整備するものであります。申請地は第1種農地であります。集落接続事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

除外の番号7については、XXXXXXXXXX、畑、144平方メートルに一般住宅を建築するものであります。申請地は第1種農地であります。集落接続事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

続いて、農地用途変更の説明に移ります。

用途変更の番号1については、XXXXXXXXXX、畑、78平方メートルに農業用倉庫を整備するものであります。申請地は農用地区域内農地であります。農業用施設事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

18番（齋藤弘美）委員 18番、齋藤です。議案第13号二本松農業振興地域整備計画の変更の除外について、番号1の調査内容をご報告いたします。

2月10日に所有者のXXXXXXXXXXさんの娘婿であるXXXXXXXXXXさんから、11日、事業計画者のXXXXXXXXXXさんより内容を聞き取り、2月13日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、住宅に

隣接しており、周りの農地への影響もないため、農振地除外はやむを得ないと考えますので、ご審議よろしくお願いたします。以上です。

7番（安齋 栄）委員 7番、安齋です。議案第13号二本松農業振興地域整備計画の変更（除外）について、番号2について調査内容を報告いたします。

2月12日午前9時30分より、土地所有者の■■■■さんの奥様ともう一人の■■■■さんから、遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。地目は田でしたが、現地は何も作られていないという状況でした。ただし隣地等に用排水等、農業に関することに問題なく許可することに相応と思えます。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上です。

10番（武藤栄利）委員 10番、武藤です。議案第13号二本松農業振興地域整備計画の変更について、番号3と番号4について現地調査について報告いたします。

番号3につきましては、2月13日、私と石川推進委員とで現地にて、■■■■さん、■■■■さんにお話を伺いました。ただいま事務局説明とおりであり、許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

続きまして、議案第13号番号4についての調査の結果をご報告いたします。2月13日、現地にて私と石川推進委員とで地主であります4人の代表として■■■■さんに、現地にてお話を伺いました。ただいま事務局説明とおりであり、許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

27番(菅野正寿)委員 27番、菅野です。議案第13号番号5について、
現地調査報告いたします。

去る2月13日午前9時より、地権者の[]さん宅で、農業委員の武藤一夫さんとともに現地を確認いたしました。所有者の[]さんご夫妻が立ち会い、今度、息子さんが帰ってくると、住宅を新築するにあたって、宅地の測量をしたところ、車庫の一部が違反転用であったことが分かったということで、許可やむなしと判断いたしましたので、皆様のご審議よろしく願います。

14番(佐藤美由紀)委員 14番、佐藤です。議案第13号農業振興地域整備計画の変更の除外についての番号6および7について、調査内容を報告します。

まずは番号6について、2月12日午前9時より、推進委員の武藤善朗さんとともに、土地所有者の[]さんおよび事業計画者の[]さん、そして、[]調査設計技師の[]さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周辺農地に対する影響はないと考えられるため承認致し方ないと判断しました。

続いて番号7についてです。番号6に隣接する土地で、同じく2月12日に推進委員の武藤さん、そして[]さん、[]さん、[]さんから現地にてお話を伺いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周辺農地に対する影響はないと考えられるため、こちらも承認できるものと考え

えます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

27番（菅野正寿）委員 27番、菅野です。二本松農業振興地域整備計画用途変更についての番号1について、調査結果を報告いたします。

先ほど、報告した同じ日の12月13日午前9時より、土地所有者の■■■■さん宅にて、農業委員の武藤一夫さんとともに調査をいたしました。この農業用倉庫というのは、ちょうどアジサイ寺の駐車場のそばにありまして、アジサイを見に来る方がたくさんいるので、産直の野菜とかアイスクリーム、クレープなどの販売を息子さんが頑張っておったと。今回、息子さんが帰ってくるにあたって、先ほどの新築する為に測量をした結果、新たに農業用倉庫の一部の申請がもれていたという事が分かったという事でありまして。息子さんが帰ってきて頑張るといふ事もありますので、やむなしと判断いたしましたので、皆様のご審議よろしく願いいたします

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第13号、除外の番号1から番号7、及び用途変更の番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第13号、除外の番号1から番号7、及び用途変更の番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和4年第2回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告　午後3時03分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和4年2月18日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 馬場 利正

署 名 委 員 松本 太

